

## 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたことによる精神障害の労災認定事例

## 【事例①：上司による嫌がらせ、いじめの例】

## &lt;事案概要&gt;

Aさんは、金融機関に営業職として勤務していたが、発症の1か月前から、同僚の長期欠勤により、担当する仕事量が急激に増えたために、業務がうまく進まなくなった。その状況の中、直属の上司から「早くしろアホ」「死んでしまえ」など業務指導の範囲を超えた発言を繰り返し受けるようになり、うつ病を発症した。

## &lt;判断&gt;

上司のAさんに対する言動には、人格や人間性を否定するようなものが含まれており、それが執拗に行われている状況も認められたことから、心理的負荷「強」の具体例である「部下に対する上司の言動が、業務範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた」に合致し、労災認定された。

## 【事例②：同僚等による嫌がらせ、いじめの例】

## &lt;事案概要&gt;

Bさんは、建設会社にパート社員として入社し、事務職に従事していた。入社直後から、先輩社員複数名から、無視をされる、陰口を言われるなどの行為を受けるようになった。その後Bさんが正社員になったことを契機に嫌みや無視などの嫌がらせがひどくなり、上司に相談をしたが解決されず、これらの行為が執拗に繰り返されたため適応障害を発症した。

## &lt;判断&gt;

同僚らのBさんに対する言動には、人格や人間性を否定するようなものが含まれており、それが執拗に行われている状況が認められたことから、心理的負荷「強」の具体例である「同僚等による多人数が結託しての人格や人間性を否定するような言動が執拗に行われた」に合致し、労災認定された。

## 【事例③：暴行を受けた例】

## &lt;事案概要&gt;

Cさんは、運送会社で仕分け作業に従事していたが、仕事でミスをしたところ、上司から罵声を浴びせられながら、ペットボトルを顔に投げつけられた後、頬を平手打ちされてケガをしたため、病院を受診し、治療を受けた。

Cさんはこの暴行を受けた当日に、外傷後ストレス障害を発症した。

## &lt;判断&gt;

Cさんは、上司からの暴力によるケガの治療のため、病院を受診したことが認められたことから、心理的負荷「強」の具体例である「治療を要する程度の暴行を受けた」に合致し、労災認定された。